

「稚内北星学園大学・稚内大谷高等学校・北海道稚内高等学校」 三者の包括的連携に関する協定書

稚内北星学園大学、稚内大谷高等学校及び北海道稚内高等学校の三者は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 大学と高校2校の3つの教育機関がある稚内市の強みを最大限に生かし、三者の包括的な連携・協力のもと教育資源の有効活用を通じて大学教育と高校教育の質の向上を図るとともに、三者が「地域に愛され、地域とともに生きる学校づくり」を目指し、積極的に「まちづくり」に参画し活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

(協議)

第2条 この協定に基づく活動を円滑に進めるために、三者の代表によって構成する連携協議会を設置し、事務局を稚内高校に置く。

(連携・協力事項)

第3条 この協定に基づき、「学び」、「進路(キャリア教育)」、「地域」の3つの分野を柱に連携・協力するものとし、具体的事項については、連携協議会において協議をして定めるものとする。

(期間)

第4条 本協定は、三者の署名により発効し、有効期限は2019年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに、大学又は高校の三者のいずれか一方から異議のないときは、本協定は1年間延長するものとし、以後もこの例による。

附則

この協定は、平成30年12月13日より施行する。

この協定締結を証明するため、本書3通を作成し、代表者3名が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月13日

北海道稚内市若葉台1丁目2290番28号

稚内北星学園大学

学長

斎藤吉元



北海道稚内市富岡1丁目1番1号

稚内大谷高等学校

校長

山下 俊



北海道稚内市栄1丁目4番1号

北海道稚内高等学校

校長

元紺谷 尊広

